

赤い羽根共同募金



ウェルくん



**運動期間 令和6年10月1日(火)～12月31日(火)**

## 赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

～災害の被災地支援にも役立てられます～

赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ」です。また、共同募金会では、寄付金の一部を災害等準備金として積み立てています。共同募金は都道府県の区域を単位に行われている運動ですが、大規模な災害が発生した場合には、都道府県域を超えて全国の共同募金会が災害等準備金を拠出しあい、災害ボランティアセンターの活動資金等として被災地支援にも役立てられます。令和6年能登半島地震においても、全国の共同募金会から災害等準備金が拠出されました。地域福祉の充実と被災地の復興の力になる共同募金にご協力をお願いします。



共募の歴史

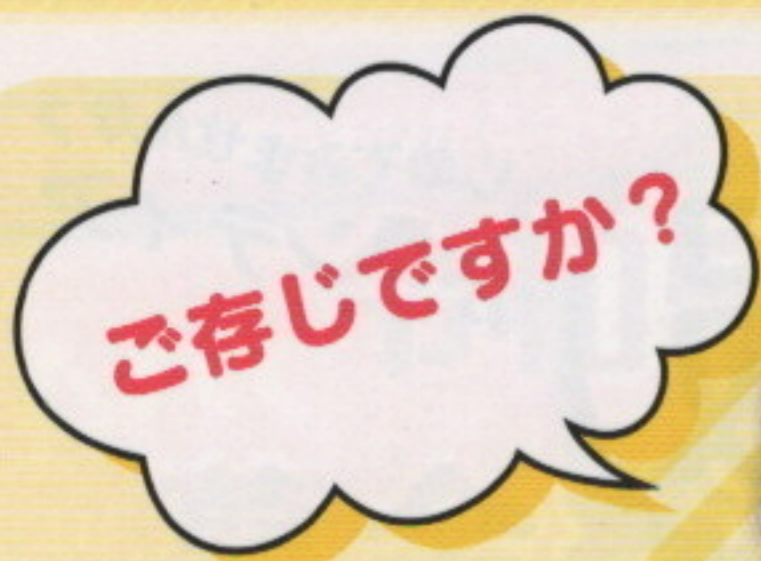


募金はここから



### 今号の内容

- 赤い羽根共同募金運動開始のお知らせ…………… 1、4ページ
- 成年後見制度について…………… 2、3ページ



# 成年後見制度



## 成年後見制度とは…

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害により判断能力が不十分な方を保護・支援するため、財産管理と福祉サービスや医療の契約等を本人に代わって行ったり、本人に不利益な契約を取り消したりする制度です。

ほうていこうけんせいど にんいこうけんせいど  
**法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。**



対象者(本人)

現在、判断能力が  
十分でない

法定後見制度を利用

将来の判断能力の  
低下に備えたい

任意後見制度を利用

成年後見人等が、  
財産管理や  
福祉サービスの  
利用契約などを行う

## 法定後見制度とは

- 本人が、認知症、知的障害、又は精神障害などの状態にあり、判断能力が不十分である場合、**配偶者や四親等内の親族など**から**家庭裁判所**に申立てをして**成年後見人等<sup>(※)</sup>**を選んでもらいます。
- 選ばれた成年後見人等が、財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約をしたり、本人が行う法律行為に同意を与えたり、取り消したりします。

※認知症や障害の程度に応じて、3つの類型「補助」「保佐」「後見」があり、それぞれ「補助人」「保佐人」「成年後見人」が選ばれます。

## 任意後見制度とは

- 将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人となる人及び財産管理等の事務について決めて、その契約を公正証書で結びます。
- 本人の判断能力が低下した後、**家庭裁判所**に申立てをし、選ばれた**任意後見監督人**の監督のもとで、契約で決めた事務について、**任意後見人**が代わって行います。



## 成年後見制度の費用について

### 1. 申立てに必要な費用

- ①診断書料(成年後見用)……………依頼する医療機関にご確認ください。
  - ②申立手数料……………800円～2,400円
  - ③登記手数料……………2,600円
  - ④郵便切手……………3,000円～6,000円
  - ⑤登記されていないことの証明書……………300円
  - ⑥戸籍謄本や住民票など……………それぞれに手数料がかかります。
- ※鑑定費用が必要な場合もあります。……50,000円程度

### 2. 申立て後に必要な費用と後見人等への報酬

後見等の事務を行うために必要な費用の実費がかかります。後見人等への報酬は家庭裁判所が決めます。金額は被後見人等の資力や後見人等の職務内容によって異なります。

#### ■成年後見人等報酬助成(金沢市)

後見人等の報酬および申立てに必要な費用を支払うことが困難な場合は、金沢市が助成します。

# 成年後見制度の手続きについて

## 法定後見

判断能力が十分でない方が、財産の管理や、福祉サービスなどを受ける契約をする必要がある。



法定後見(補助・保佐・後見)の申立て

### 家庭裁判所

後見等の開始の決定や  
成年後見人等が選ばれます

### 後見開始

家庭裁判所が監督  
(必要に応じて、成年後見監督人等が選ばれます)

家庭裁判所による後見等監督

- ・成年後見人等の財産管理事務等に問題がないかどうか定期的な監督を受けます。
- ・本人の判断能力の回復又は死亡まで続きます。

## 任意後見

判断能力が十分でなくなったときに備えて、財産管理や、福祉サービスなどの契約を代わって行ってもらう人とその内容を決めておきたい。

任意後見の契約を公正証書で結ぶ

「本人の判断能力が十分でなくなった」

任意後見監督人選任の申立て

任意後見監督人が選ばれます

任意後見監督人が監督

監督  
家庭裁判所

## 成年後見制度に関するお問い合わせ先

法定後見制度を利用するための申立て手続きや必要書類、費用について

金沢家庭裁判所

金沢市丸の内7-1

後見係直通 076-221-3225

任意後見制度について

金沢公証人合同役場

金沢市武蔵町6-1  
レジデンス第2武蔵 1階

076-263-4355

身寄りがない等の理由により申立てる人がいない場合(市長による法定後見の申立て、報酬助成に関わること)

金沢市役所

金沢市広坂1-1-1

(高齢者等)福祉政策課 076-220-2288  
(障害のある方)障害福祉課 076-220-2289

問い合わせ先がわからない等、その他成年後見制度に関する相談について

金沢市社会福祉協議会  
金沢権利擁護センター

金沢市高岡町7番25号  
金沢市松ヶ枝福祉館 2階

076-231-3521

受付時間/月~金 9時~17時30分(土日祝は休み)

みなさんのご協力ありがとうございました

# 令和5年度 赤い羽根共同募金

## 募金総額 55,935,198円

(金沢市共同募金委員会取り扱い)

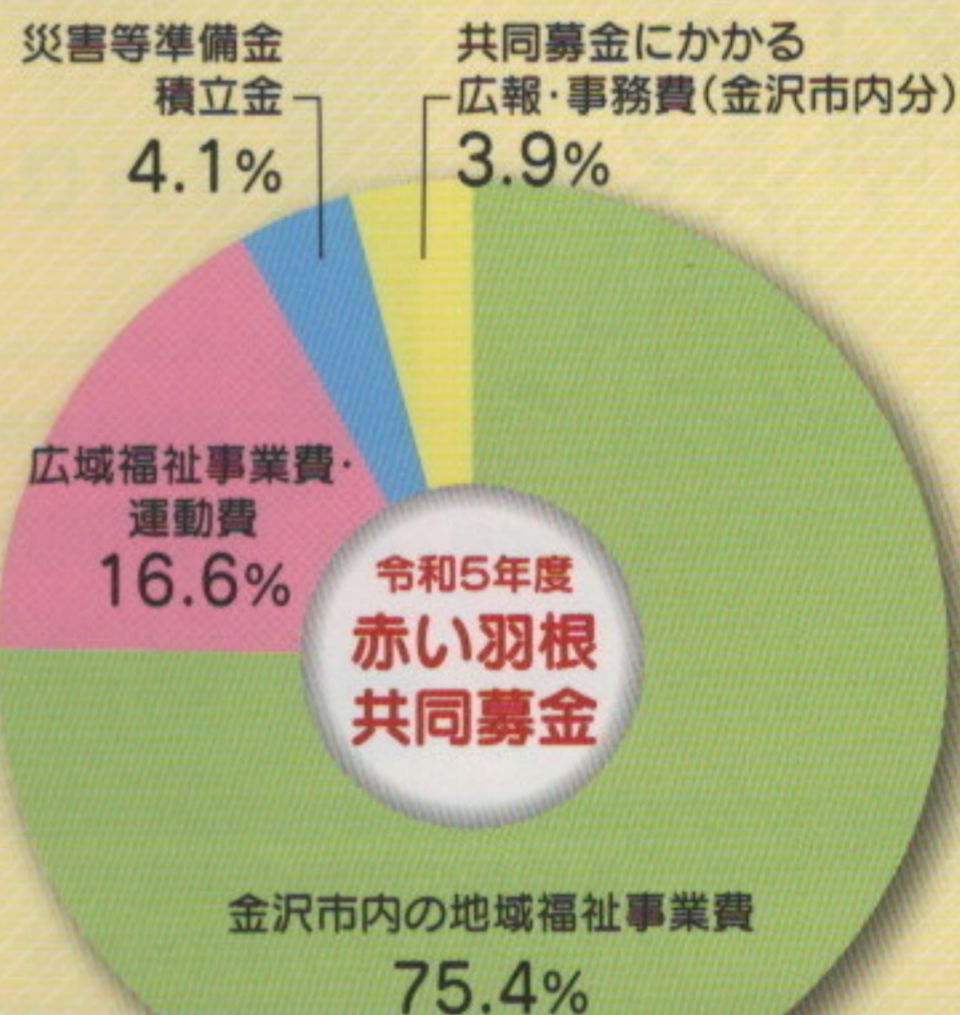
### 1 金沢市内の地域福祉事業費 42,184,640円(75.4%)

#### ①地域福祉推進事業(31,818,474円)

地域ごとに行われる高齢者への見守り・訪問活動、ひとり暮らし高齢者交流会、三世代交流、地域サロン、子育てサロン、障害のある方の集い(研修会)、地区社協広報誌の発行など

#### ②歳末助け合い事業(10,366,166円)

歳末時期に各地域で重点的に行う友愛訪問、クリスマス会、もちつき大会、歳末見舞品の贈呈など



### 2 災害等準備金積立金 2,288,000円(4.1%)

災害ボランティアセンターなどの拠点の整備や災害ボランティア活動、被災施設の修理等の災害時の資金需要に備えるため、平時から共同募金の一定額を積立

### 3 広域福祉事業費・運動費 9,264,000円(16.6%)

県内の民間福祉団体の事業、民間福祉施設の整備事業、県共募基金会の運動経費、中央共同募金会分担金など

### 4 共同募金にかかる広報・事務費(金沢市内分) 2,198,558円(3.9%)

※金沢市には、54の地区分会・共同募金委員会(おおむね小学校区ごとに1地区)が組織され、共同募金運動を行っています。集まった募金のほとんどが、各地区の福祉活動に活用されています。



#### 赤い羽根共同募金

#### 街頭募金ボランティア募集

街頭募金は、赤い羽根共同募金を市民の皆さんに知っていただくための重要な活動です。ご協力いただける個人・団体を募集しています。

場 所：金沢駅、武蔵が辻など

日 時：10月8日～12月27日の期間内で応相談

#### 【連絡先】

金沢市社会福祉協議会 / 金沢ボランティアセンター

電 話：076-231-3725

メール：knz-vc@kana-syakyo.jp



赤い羽根共同募金の詳細や  
使い道については「はねっと」  
(<https://www.akaihane.or.jp>)  
をご覧ください。

